

卓越した技能者の表彰に係る推薦について

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

1 趣旨

当表彰は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、厚生労働省が実施しています。

2 推薦方法

当表彰について厚生労働大臣への推薦方法は次の4通りです。

- (1) 各都道府県知事による推薦
- (2) 全国的な事業主団体・連合会、一般社団法人・一般財団法人による推薦
- (3) 全国的な障害者団体による推薦
- (4) 一般の推薦者（成人に達している個人）による推薦（自薦は不可）

以降の説明は、上記（1）三重県知事による推薦を行うための推薦書類の提出等をお願いするものです。

3 三重県知事への推薦者

市町、関係産業団体又は事業所等の代表者

4 被推薦者の要件

- (1) 「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」のうち、職業部門が第1部門から第21部門まで

次の①から⑥の全ての要件を満たす者であることを、推薦者が確認して推薦してください。

「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」のうち第1部門から第21部門のいずれかに該当する場合には、「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」の表中「職種(2)」欄に掲げる「細分類の職種」について、同一細分類職種の被推薦者は1名とします。ただし、女性は最大2名、加えて下記（2）に定める障害がある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦可とします。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合における被推薦者数に制限はなく、第1部門から第22部門までの合計被推薦者数についても制限はありません。

- ① 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- ② 令和7年3月31日現在において、現役の技能者として県内で就業している見込みであること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、

実技指導を行っている場合等を含むものであること。

- ③ 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- ④ 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、推薦日以前において、禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。
- ⑤ 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲又は褒章を受章又は受章する予定がないこと。なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章する予定がある者は推薦の妨げにはならない。
- ⑥ 当該技能に関し、「三重県技能者表彰（優秀技能者の部）」を受けていること。

(2) 「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」のうち、職業部門が第 22 部門次の①から⑥の全ての要件を満たす者であることを、推薦者が確認して推薦してください。

「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」の表中「職種(2)」欄に掲げる「細分類の職種」について、同一細分類職種の被推薦者は最大 3 名まで推薦可とします。

ただし、「別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）」のうち、第 22 部門「障害がある技能者」の推薦を希望する場合は、第 22 部門への推薦に加えて、第 1 部門から第 21 部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできます。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合における被推薦者数に制限はなく、第 1 部門から第 22 部門までの合計被推薦者数についても制限はありません。

- ① 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- ② 令和 7 年 3 月 31 日現在において、現役の技能者として県内で就業している見込みであること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。

- ③ 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- ④ 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、推薦日以前において、禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。
- ⑤ 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲又は褒章を受章又は受章する予定がないこと。なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章する予定がある者は推薦の妨げにはならない。

⑥ 職業部門第 22 部門「障害がある技能者」の場合、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法第 15 条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）

5 推薦書類

推薦者は、被推薦者ごとに次の①から⑩までの書類を郵送及びメールによる電子データにて提出してください。

書類提出にあたっては、後述の「6 提出方法について」も参照ください。

提出漏れのないよう充分確認のうえ提出してください。

① 推薦書（様式 1）・・・・・・・・ 1 部

② 調書（1）（2）（3）（様式 3 の 1）・・・・・・・・ 1 部

調書（1）（2）（3）（様式 3 の 4 ※職業部門 22 の場合）・・・・・・・・ 1 部

○調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1 枚で記入することが困難な場合は、調書（3）を上限 2 枚まで追加して記載すること。

○**「別紙 2 調書の記載方法について」を確認のうえ作成すること。**

③ 作品や作業風景の写真（様式 4）・・・・・・・・ 1 部

○写真の枚数に制限はないが、写真様式は 10 ページ以内とすること。

○直近 1 年以内に撮影された写真を最低 1 枚以上添付すること。

○作業風景についてはいわゆるカメラ目線のものではなく、本人が作業に従事しているものとし、作業内容の説明を付すこと。

④ 専門用語集（様式 5）・・・・・・・・ 1 部

○専門用語等については、全てふりがな及び解説を添付すること。

⑤ 住民票の写し・・・・・・・・ 1 部

⑥ 動画・・・・・・・・ 1 部

○調書の参考として、**動画による補足が必要な場合に限り**、被推薦者の作業状況（①工程、②技能に係る作業）を撮影した**3分以内の動画**の提出を可能とする。

ただし、**職業部門 22「障害がある技能者」の場合**、障害の特性を含めた審査をするため、被推薦者の作業状況（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した**5分以内の動画**を提出すること。動画を提出する場合、録画形式は MP 4 形式（画質：720 p 程度）とし、電子媒体（CD-R 又は DVD）にて提出すること。

⑦ その他の資料（様式任意）・・・・・・・・ 1 部

○被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等について、返却を要しないものを添付すること。

○**紙媒体、A 4 版とし、必要最小限の分量とすること。**

ア 新聞記事等

本人の実績に関する新聞記事、雑誌、業界紙の記事等。
なお、新聞記事等を添付する場合は、必ず発行年月日及び発行社名を明記すること。

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。
改良前と改良後の比較を数量的に表現するなど、分かりやすくまとめること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は担当分野を明らかにすること）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

エ 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ入賞歴、全国アビリンピック入賞歴、調書に記入したものについては、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付すること。(資料がない場合は評価の対象とならない)

⑧ 氏名等に含まれる外字等の画像データ(該当者のみ)

○調書内の被推薦者氏名について変換できない文字又は特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、「氏名・現就業先事業所名の外字」欄にその旨明記すること。また、その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。

⑨ 推薦同意書(様式7)及び障害者手帳の写し(職業部門22「障害がある技能者」の場合のみ)

⑩ 提出書類チェックリスト(様式第8の1)・・・1部

※①～④及び⑨～⑩の様式については、三重県ホームページからダウンロードしてください。

(URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/46900012824.htm>)

6 提出方法について

上記①～⑩までの推薦書類について、全て郵送による提出及びメールによる電子データの提出をお願いいたします。

(1) 郵送

- 推薦書類一式はホチキス・パンチ等せず、クリップ止めとしてください。
- 提出書類については、全てA4版でまとめてください。
(A4版でない資料等については、A4版の紙に貼り付けてください。)

(2) 電子データ

- 電子メールで提出してください。(電子メール : syurou@pref.mie.lg.jp)
- ①～④及び⑧～⑩はPDF化せず、加工可能な状態で提出してください。
- ⑤及び⑦はすべてPDF化してください。
- なお、電子データが25MB以上となる場合は、複数回に分けて送付してください。

7 推薦書類提出期限

令和7年2月13日(木) 17時まで

8 個人情報の取り扱いについて

当表彰を受けた場合、氏名、年齢、職種、就業先、技能功績の概要等の情報が公表され、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、御了解ください。

9 推薦後に生じた変更等について

推薦後に、被推薦者が禁錮以上の刑に処せられた場合、他の技能者の模範とするに欠ける事実が発生したり、明らかになった場合又は推薦書類の記載内容に変更(死亡、病気、人事異動、転職、住所変更等)が生じたり、誤りがあった場合は、速やかに当課まで御連絡ください。

10 表彰受賞後に生じた事案等について

推薦にあたっては、特に他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことを十分確認してください。

推薦者は、被推薦者が表彰を受けた後、その者が禁錮以上の刑に処せられた事案又は被表彰者としてふさわしくないと思われる事案についての情報を入手したときは、当課まで情報提供をお願いします。

11 表彰に至るまでの流れ

県内の団体等から県へ推薦書類の提出(期限:2月13日(木)まで)

→三重県知事推薦者の決定、厚生労働省への推薦(期限:3月31日(月)まで)

→厚生労働省による審査、被表彰者の決定(～8月末頃)

→表彰式(東京都内)(11月頃)

12 その他

候補者の状況により当県から厚生労働省へ推薦できない場合がありますので御了承ください。

その他の推薦方法について、詳しくは、厚生労働省のホームページで確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html

13 推薦書類の提出先及び問い合わせ先

電子データ：syurou@pref.mie.lg.jp

郵送先：〒514-8570 津市広明町13

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 あて
(担当者：市川)

電話番号：059-224-2461